

法律名	環境影響評価法
施行日	平成11年 平成12年改正
目的	土地の形状の変更、工作物の新設等の事業を行う事業者がその事業の実施に当たりあらかじめ環境影響評価を行うことが環境の保全上極めて重要であることにかんがみ、環境影響評価について国等の責務を明らかにするとともに、規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業について環境影響評価が適切かつ円滑に行われるための手続その他所要の事項を定め、その手続等によって行われた環境影響評価の結果をその事業に係る環境の保全のための措置その他のその事業の内容に関する決定に反映させるための措置をとること等により、その事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされることを確保し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に資することを目的とする。（第1条）
対象者	土地の形状の変更（しゅんせつも含む。）並びに工作物の新設及び増改築を行おうとする事業者
規制対象 事業規模	第一種事業：施行区域の面積が100ha以上 第二種事業：施行区域の面積が75ha以上100ha未満 第一種事業は環境影響評価が義務化されているが、第二種事業の場合は、都道府県知事に届出を行い、環境影響評価を実施すべきかどうかの意見を求め実施するかどうかの判定をしなければならない。（第2条、施行令第1条）
規制内容等	<p>バイオマスの場合は、規制の対象となる大規模の事業はまざないと思われるが、参考までに上記規定規模以上の事業における規制を以下に紹介しておく。</p> <p>事業者は、対象事業の環境影響評価を行う方法について、以下の事項を記載した環境影響評価方法書を作成し、それを都道府県知事及び市町村長へ送付、方法書の公告及び縦覧、方法書についての意見の概要の送付を行わなければならない。（第5条）</p> <p>1) 事業者の氏名及び住所 2) 対象事業の目的及び内容 3) 対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況 4) 対象事業に係る環境影響評価の項目、調査・予測・評価の手法</p>

	<p>事業者は、環境影響評価を実施した後、以下の事項を記載した環境影響評価準備書を作成しなければならない。環境影響評価準備書は、方法書と同様に都道府県知事及び市町村長へ送付、方法書の公告及び縦覧を行うほか、説明会の開催等を実施しなければならない（第14条～第20条）。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 調査の結果の概要と測定及び評価の結果 2) 環境の保全のための措置と当該環境の状況の把握のための措置 3) 対象事業に係る環境影響の総合的な評価 <p>事業者は、準備書に住民等からの意見の概要、関係都道府県知事の意見、意見についての事業者の見解を加えた環境影響評価書を作成し、免許等を行う者等への送付、環境大臣等からの意見を勘案して、さらに評価書の記載事項の検討や修正を行い、最終的な評価書を作成、環境大臣等への評価書の送付や都道府県知事及び市町村長への要約書の送付を行う。（第21条）</p> <p>これらの手続きを経て、評価書の公告及び縦覧を行った後、対象事業の実施に着手することが出来る。（第31条）</p>
備考	バイオマス関連では、工業団地造成を行うような大規模な場合には該当するが、通常の規模では規制は受けない。
対象資源分類	製材工場等残材、建設発生木材、製紙残さ、家畜排せつ物、食品廃棄物、 水産物残さ、下水汚泥、生ごみ、林地残材、農作物非食用部
利用技術分類	飼料、肥料・コンポスト、機械的加工、高分子利用、工業原料化、新材料合成、熱化学的変換、生物化学的変換
ビジネスプロセス	事業計画、施設計画
関連法	特になし